

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】令和5年10月23日(2023.10.23)

【公開番号】特開2023-115077(P2023-115077A)  
 【公開日】令和5年8月18日(2023.8.18)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-155  
 【出願番号】特願2023-97888(P2023-97888)  
 【国際特許分類】

G 0 7 G 1 / 1 2 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

G 0 6 Q 2 0 / 2 0 ( 2 0 1 2 . 0 1 )

【 F I 】

G 0 7 G 1 / 1 2 3 3 1 H

G 0 7 G 1 / 1 2 3 6 1 D

G 0 6 Q 2 0 / 2 0 3 5 0

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月13日(2023.10.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

一取引として売り上げる商品毎に、その商品に課せられる税の税率で税額を算出する演算手段と、

前記商品毎に、前記税額、及び、当該商品が軽減税率制度の対象となる商品なのかを識別する情報である属性を含む商品販売データを生成する生成手段と、

前記生成手段により生成された商品販売データを一取引分記憶する記憶手段と、

30

小計キーの入力に応じて、前記記憶手段に商品販売データが記憶された商品のリストを含む小計画面を表示する表示手段と、

前記小計キーが入力された後、前記記憶手段に商品販売データが記憶された商品のなかから税率を変更する商品を受け付ける受付手段と、

前記受付手段により受け付けた商品の前記商品販売データに含まれる前記属性に基づき、当該商品が軽減税率制度の対象となる商品なのか否かを確認する確認手段と、

前記確認手段により当該商品が軽減税率制度の対象商品ではないと確認された場合には、前記受付手段により受け付けた商品のデータを破棄する破棄手段と、

前記確認手段により当該商品が軽減税率制度の対象商品であると確認された場合には、当該商品に課せられる税の税額を軽減税率で算出し直す再演算手段と、

40

前記記憶手段で記憶される前記商品販売データの税額を前記再演算手段で算出された税額に変更する税額変更手段と、

前記記憶手段で記憶される前記商品販売データに基づいて取引の締め処理を実行する締め処理手段と、

を具備する商品販売データ処理装置。

【請求項2】

前記表示手段は、前記記憶手段に商品販売データが記憶された商品のリストにおいて、当該商品の税種と税率とを示す税マークを表示する、請求項1記載の商品販売データ処理装置。

【請求項3】

50

前記表示手段は、前記記憶手段に商品販売データが記憶された商品のリストを、前記属性が軽減税率制度の対象であることを示す商品と軽減税率制度の対象でないことを示す商品とを識別可能に表示する、請求項 2 記載の商品販売データ処理装置。

【請求項 4】

前記受付手段は、前記小計画面のリストに表示された商品のなかから税率を変更する商品を受け付ける、請求項 1 記載の商品販売データ処理装置。

【請求項 5】

前記締め処理手段は、前記税額を算出し直した商品と算出し直していない商品とを識別可能なレシートを発行する発行手段、を含む請求項 1 乃至 4 のうちいずれか 1 項記載の商品販売データ処理装置。

10

【請求項 6】

商品販売データ処理装置のコンピュータを、

一取引として売り上げる商品毎に、その商品に課せられる税の税率で税額を算出する演算手段、

前記商品毎に、前記税額、及び、当該商品が軽減税率制度の対象となる商品なのかを識別する情報である属性を含む商品販売データを生成する生成手段、

前記生成手段により生成された商品販売データを一取引分記憶する記憶手段、

小計キーの入力に応じて、前記記憶手段に商品販売データが記憶された商品のリストを含む小計画面を表示する表示手段、

前記小計キーが入力された後、前記記憶手段に商品販売データが記憶された商品のなかから税率を変更する商品を受け付ける受付手段、

20

前記受付手段により受け付けた商品の前記商品販売データに含まれる前記属性に基づき、当該商品が軽減税率制度の対象となる商品なのか否かを確認する確認手段、

前記確認手段により当該商品が軽減税率制度の対象商品ではないと確認された場合には、前記受付手段により受け付けた商品のデータを破棄する破棄手段、

前記確認手段により当該商品が軽減税率制度の対象商品であると確認された場合には、当該商品に課せられる税の税額を軽減税率で算出し直す再演算手段、

前記記憶手段で記憶される前記商品販売データの税額を前記再演算手段で算出された税額に変更する税額変更手段、及び、

前記記憶手段で記憶される前記商品販売データに基づいて取引の締め処理を実行する締め処理手段、

30

として機能させるための制御プログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0192

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0192】

この他、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態及びその変形は、発明の範囲に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

40

以下に、本願出願の当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[ 1 ] 一取引として売り上げる商品の販売データを処理する処理手段と、前記商品に課せられる税の税額を算出する演算手段と、前記税の税率変更を受け付ける受付手段と、前記処理手段により販売データが処理された商品に対して前記受付手段により税率変更を受け付けると、当該商品に課せられる税の税額を変更後の税率で算出し直す再演算手段と、を具備する商品販売データ処理装置。

50

〔 2 〕前記受付手段は、直近の前記処理手段により販売データが処理された商品に対して前記税の税率変更を受け付ける、付記〔 1 〕記載の商品販売データ処理装置。

〔 3 〕前記処理手段により販売データが処理された商品のリストを出力する出力手段、をさらに具備し、前記受付手段は、前記リストから選択された商品に対して税の税率変更を受け付ける、付記〔 1 〕記載の商品販売データ処理装置。

〔 4 〕前記出力手段は、前記税額を算出し直した商品と算出し直していない商品とを識別可能なリストを出力する、付記〔 3 〕記載の商品販売データ処理装置。

〔 5 〕前記税額を算出し直した商品と算出し直していない商品とを識別可能なレシートを発行する発行手段、をさらに具備する付記〔 1 〕乃至〔 4 〕のうちいずれか1項記載の商品販売データ処理装置。

10

〔 6 〕商品販売データ処理装置のコンピュータを、一取引として売り上げる商品の販売データを処理する処理手段、前記商品に課せられる税の税額を算出する演算手段、前記税の税率変更を受け付ける受付手段、及び、前記処理手段により販売データが処理された商品に対して前記受付手段により税率変更を受け付けると、当該商品に課せられる税の税額を変更後の税率で算出し直す再演算手段、として機能させるための制御プログラム。

20

30

40

50